

～賃貸住宅の所有者・不動産業者の皆様～

住居確保給付金の申請におけるご協力のお願い

住居確保給付金制度^{*}の利用を希望される方より「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」又は「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」への記載及び交付を、申請者から不動産媒介業者や賃貸住宅の所有者の方にお願ひすることとなりますので、その際にご協力いただきますようお願いいたします。

※裏面参照

■フロー図の説明（住居確保給付金の申請から決定までの流れ）

I 住宅を喪失している方の場合

- ・③④「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）」へ必要事項を記載のうえ、申請者に交付してください
- ・⑨支給要件に合致していることを証明する「対象者証明書」を提示されたら、⑩賃貸借契約締結、⑪鍵の受け渡し、入居手続きを行ってください
- ・⑯入居後、「支給決定通知書」の写しを申請者から受領してください

II 住宅を喪失するおそれのある方の場合

- ・③④「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）」へ必要事項を記載のうえ、申請者に交付してください
- ・⑨入居後、「支給決定通知書」の写しを申請者から受領してください

■制度に関するお問い合わせ

申請者の方が居住する市町を所管する、自立相談支援機関にお問い合わせください。

山口県居住支援協議会

事務局 山口県土木建築部住宅課 民間住宅支援班

電話 083-933-3883

(参考)

■住居確保給付金とは

生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は喪失する恐れのある方に対し、賃貸住宅の家賃額に相当する額を支給する制度です。

【支給期間】 原則3ヶ月間（最長9ヶ月）

【支給額】 生活保護の住宅扶助基準額（世帯の状況によっては特別基準額）を上限として、月ごとに家賃相当額が支給されます。

実際の家賃額や申込者の収入状況等により、支給額が上限額を下回る場合があります。

管理費、共益費や駐車場料等は支給対象外となります。

【住宅扶助基準額の例（東部社会福祉事務所管内の場合）】

	単身世帯	2人世帯	3～5人世帯
住宅扶助基準額	30,000	36,000	39,000

※詳細の金額は市町ごとに異なりますので、各自治体に確認してください。

■県内自立相談支援機関一覧

市町	窓口名	住 所	電話番号
下関市	生活サポートセンター下関	下関市貴船町三丁目4番1号 下関市社会福祉センター内	0120-150-873
宇部市	生活相談サポートセンターうべ	宇部市琴芝町二丁目4-25	0836-43-7440 0800-200-7440
山口市	パーソナル・サポートセンター やまぐち	山口市緑町3-29	083-941-6292 0800-200-6291
萩市、 阿武町	萩市社会福祉協議会	萩市大字江向510番地	0838-25-3620
防府市	防府市自立相談支援センター	防府市緑町一丁目9-2	0835-24-9777
下松市	下松市社会福祉協議会	下松市西市二丁目10-16	0833-41-2242
岩国市	くらし自立応援センターいわくに	岩国市麻里布町七丁目1-2	0827-24-2571
光市	光市生活自立相談支援センター	光市光井二丁目2-1	0833-74-3025
長門市	長門市自立支援相談センター	長門市東深川1308番地4	0837-23-1600
柳井市	生活困窮者自立支援相談窓口	柳井市南町一丁目10-2	0820-22-2111
美祢市	美祢市社会福祉協議会 (美祢地域福祉センター)	美祢市大嶺町東分320-1	0837-52-5222
周南市	周南市徳山社会福祉センター別館	周南市速玉町3-17	0834-31-4742
山陽小野田市	地域生活支援センター	山陽小野田市大字鴨庄92 山陽総合福祉センター内	0120-83-2344
周防大島町	周防大島町福祉事務所 生活支援班	大島郡周防大島町大字西安下庄 3920番地21	0820-77-5505
和木町、 田布施町、 平生町、 上関町	東部社会福祉事務所 保健福祉・総務室	柳井市南町三丁目9-3	0820-22-3777